

■出席停止疾患における登校（園・保育所）許可証の発行基準■

平成30年10月

出席停止疾患		発行基準	必要性
第一種	1 2種	治癒するまで	要発行
第二種	1. インフルエンザ	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあっては、三日）を経過するまで	要発行
	2. 百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	要発行
	3. 麻疹	解熱した後3日を経過するまで	要発行
	4. 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	要発行
	5. 風疹	発疹が消失するまで	要発行
	6. 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	要発行
	7. アデノウイルス感染症（咽頭結膜熱など）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	要発行
	8. 結核	感染のおそれがないと認めるまで	要発行
	9. 髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで	要発行
		※ただし、病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない。	
第三種	10. 腸管出血性大腸菌感染症	治癒するまで	要発行
	11. 流行性角結膜炎	急性症状消退まで・プール不可	要発行
	12. 急性出血性結膜炎	急性主要症状消退まで・プール不可	要発行
	13. コレラ	治癒するまで	要発行
	14. 細菌性赤痢	治癒するまで	要発行
	15. 腸チフス	治癒するまで	要発行
	16. パラチフス	治癒するまで	要発行
		※ただし、学校医その他の医師において適当と認める予防措置をしたときまたは症状により感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。	
その他	17. 溶連菌感染症	急性症状が消退するまで	要発行
	18. ウイルス性肝炎	主要症状が消退するまで	要発行
	19. ヘルパンギーナ	主要症状が消退するまで	要発行
	20. マイコプラズマ感染症	解熱し強い咳が消失するまで	要発行
	21. 感染性胃腸炎	軽症の場合は出席停止の必要性なし	医師の判断
	22. 伝染性紅斑	感染予防のための出席停止は不要	医師の判断
	23. 手足口病	感染予防のための出席停止は不要	医師の判断
	24. とびひ（伝染性膿痂疹）	数個程度の場合は出席可、それ以上は不可	医師の判断
	25. その他の感染症		